

業 務 委 託 契 約 書

業 務 の 名 称 建築・空間デジタルアーカイブス コンソーシアム事務局業務
(第4期)

契 約 期 間 自 平成21年10月1日
至 平成22年9月30日

契 約 金 額 金 4,700,000円
(うち消費税及び地方消費税223,809円)

発注者 建築・空間デジタルアーカイブス コンソーシアムを甲とし、受注者 財団法人ベターリビングを乙とし、甲乙間に次のとおり業務委託契約を締結する。

(総則)

第1条 甲は、頭書の業務（以下「業務」という。）をこの契約に定める条件で乙に委託し、乙はこれを受けるものとする。

2 乙は、頭書の契約金額をもって、本契約書末尾添付の業務実施要領（以下、業務実施要領）という。）に基づき、頭書の期間業務を実施する。

(納入・検査)

第2条 乙は、本契約終了後速やかに、「業務の記録」を作成し甲に納入するものとし、甲は、「業務の記録」の納入後10日以内に検査するものとする。

2 甲は、前項に規定する検査の結果、不相当と認められる箇所があったときは、必要な措置を乙に対して指示することができるものとする。

(権利の帰属)

第3条 この契約に基づく業務の成果及びこれに附随する一切の権利は、甲に帰属するものとする。

2 乙は、前項に規定する成果および権利については、第三者に譲渡、又は継承してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りではない。

(再委託)

第4条 乙は、業務の全部または一部を第三者に委託する場合は、事前に甲の承諾を得るものとする。

(請求)

第5条 乙は、第2条の検査に合格し業務が完了したときは、甲に対して委託費の請求をすることができる。

2 乙は、第2条及び本条第1項を準用し、業務実施要領に定める業務について、業務開始から平成22年3月31日までの間に完了した部分に係る委託費を区分して請求をすることができる。

3 甲は、前項の請求を受理したときは、その日から30日以内に委託費を支払わなければならない。

4 乙は、甲の責に帰する事由により、前項の契約額の支払が遅れた場合には、甲に対して遅延日数に応じ年(365日当たり)3.6パーセントの割合を乗じて得た額の遅延利息の支払を請求することができる。

(契約内容の変更、中止等)

第6条 甲は、必要がある場合には、業務実施要領の業務内容を変更し、若しくは、業務を一時中止し、またこれを打切ることができる。この場合、契約期間及び契約金額を変更する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、賠償額は甲乙協議して定めるものとする。

(乙の請求による期間の延長)

第7条 乙は、業務に支障を及ぼす天候の不良その他、乙の責めに帰することができない理由又は正当な理由により、期間内に業務を完了することができないときは、甲に対して遅滞なくその理由を付して、契約期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、甲乙協議して定めるものとする。

(業務実施状況等の調査)

第8条 甲は、この契約期間中いつでも業務の実施状況に関して調査し、又は報告を求めることができるものとし、乙は、この要求があったときは、これに応じるものとする。

(秘密の保持)

第9条 乙は、この契約の履行に際して知り得た秘密の保持が必要な事項を、この契約の有効期間中及び契約終了後においても甲以外の第三者に漏らしてはならない。これに乙が違背したことにより、甲が損害を被った場合は、その全額又は一部を甲は乙に請求することができる。

(協議事項)

第10条 この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として、本書2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成21年10月1日

甲 東京都千代田区富士見2-14-36 FUJIMI WEST 3階
建築・空間デジタルアーカイブス コンソーシアム
理 事 長 榎 文 彦

乙 東京都千代田区富士見2-14-36 FUJIMI WEST 3階
財団法人 ベターリビング
理 事 長 那 珂 正

業務実施要領

第1 乙は、次の要領で業務を実施する。

- ① 総会・運営委員会その他の委員会・事務局会議の運営に関する事務
- ② 事業計画に基づく事業の執行に関する事務
- ③ 会計事務
- ④ その他会務の遂行に必要な事務

第2 乙は、業務の執行に辺り、必要に応じ、建築・空間デジタルアーカイブス コンソーシアム規約47条第2項に基づき甲が定めた事務局長の指示を求めることとする。

第3 業務の実施期間は原則として契約期間とするが、必要に応じ建築・空間デジタルアーカイブス コンソーシアム第5期総会（以下。「第5期総会」という。）まで延長することができる。

第4 契約書第2条に規定する「業務の記録」の提出は、第5期総会資料の作成をもってこれに代えることができる。

収 入
印 紙

変 更 契 約 書 (案)

発注者 建築・空間デジタルアーカイブス コンソーシアム（以下「甲」という。）と財団法人ベターリビング（以下「乙」という。）とは、平成21年10月1日付契約を締結した「建築・空間デジタルアーカイブス コンソーシアム事務局業務（第4期）」について、下記のとおり変更契約を締結する。

記

1. 変更事項

(1) 業務実施要領について以下の変更

<変更前 業務実施要領>

第1 次の要領で業務を実施する。

- ① 総会・運営委員会その他の委員会・事務局会議の運営に関する事務
- ② 事業計画に基づく事業の執行に関する事務
- ③ 会計事務
- ④ その他会務の遂行に必要な事務

第2 乙は、業務の執行に辺り、必要に応じ、建築・空間デジタルアーカイブス コンソーシアム規約47条第2項に基づき甲が定めた事務局長の指示を求めることとする。

第3 業務の実施期間は原則として契約期間とするが、必要に応じ建築・空間デジタルアーカイブス コンソーシアム第5期総会（以下、「第5期総会」という。）まで延長することができる。

第4 契約書第2条に規定する「業務の記録」の提出は、第5期総会資料の作成をもってこれに代えることができる。

<変更後 業務実施要領>

第1 次の要領で業務を実施する。

- ① 運営委員会その他の委員会・事務局会議の運営に関する事務
- ② 事業計画に基づく事業の執行に関する事務
- ③ 会計事務
- ④ その他会務の遂行に必要な事務

第2 乙は、業務の執行に辺り、必要に応じ、建築・空間デジタルアーカイブス コンソーシアム規約47条第2項に基づき甲が定めた事務局長の指示を求めることとする。

第3 契約書第2条に規定する「業務の記録」の提出は、第1の業務を実施した乙の職員等の就業月報等の資料をもってこれに代えることができる。

(2) 契約期間について、(1)の変更に伴う以下の変更

<変更前契約期間>

自 平成21年10月1日

至 平成22年9月30日

<変更後契約期間>

自 平成21年10月1日

至 平成22年6月30日

(3) 契約金額について、(1)の変更に伴う以下の変更

<変更前契約金額>

¥4,700,000円(うち消費税及び地方消費税223,809円)

<変更後契約金額>

¥3,525,000円(うち消費税及び地方消費税167,857円)

2. その他

本契約書に記載のない事項については、原契約条項のとおりとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 東京都千代田区富士見 2-14-36 FUJIMI WEST 3階
建築・空間デジタルアーカイブス コンソーシアム
理事長 榎 文彦

乙 東京都千代田区富士見 2-14-36 FUJIMI WEST 3階
財団法人ベターリビング
理事長 那珂 正